

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和7年8月8日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

杏林堂薬局西焼津駅北店 焼津市小屋敷372-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社杏林堂薬局 浜松市中央区伝馬町313-23 代表取締役 小河路直孝

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項 目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	9：00～21：45	7：00～21：45
駐車場を利用できる時間帯	8：30～22：00	6：30～22：00

4 変更年月日

令和7年9月18日

5 届出年月日

令和7年7月18日